

# 社会福祉法人 けやきの樹福祉会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設として次の社会福祉事業を行う。

#### （1）第二種社会福祉事業

（イ）地域活動支援センター（クリエーションけやき）の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人けやきの樹福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を石川県金沢市藤江北1丁目425番地に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員

選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 6 理事長は、選任された評議員には委嘱し、解任された評議員にはその旨を通知するものとする。

#### (評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬)

- 第8条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めある場合を除き、理事会の決議の基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

#### (役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事長は、選任された理事及び監事に委嘱するものとする。

#### (理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと  
することができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は  
辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事  
としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつ  
て解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準  
に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）  
は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるも  
のについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 石川県金沢市藤江北1丁目425番地、426番地所在の木造瓦葺2階建  
地域活動支援センター（クリエーションけやき）の施設建物 1棟（1階108.65  
平方メートル、2階59.62平方メートル）
- (2) 金沢信用金庫定期預金1千万円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、金沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、金沢市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該

施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び予算について、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

### 第7章 解散

#### (解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第8章 定款の変更

#### (定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、金沢市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を金沢市長に届け出なければならない。

### 第9章 公告の方法その他

#### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人けやきの樹福祉会の提示場に提示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

第1条 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

2 従前の定款はこれを廃止する。

## <令和元年6月12日評議員会決議>

### 社会福祉法人けやきの樹福祉会

#### 評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用の弁償に関する基準

##### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人けやきの樹福祉会定款第8条、第22条及び評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第10条の各規定による報酬及び費用の弁償について定める。

##### (報酬)

第2条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員（以下「評議員等」という。）は無報酬とする。

##### (費用の弁償)

第3条 評議員等に対して費用を弁償する。

2 費用の弁償は、下記のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当
- (4) 食卓料

##### 第4条 (交通費)

交通費は、次の各号の基準に基づき別表のとおり支給する。

- (1) 出張先及び業務内容の必要に応じて、急行、特別急行、寝台車及び航空機を利用することができる。
- (2) 出張先現地での利用交通機関は、原則としてバス又は電車とする。  
ただし、緊急を要する等の事情がある場合は、タクシーを利用することができる。

##### 第5条 (宿泊費)

宿泊を要する出張における宿泊費は、別表のとおりとする。

##### 第6条 (日当)

出張する評議員等には、宿泊出張の場合に、日当を別表のとおり支給する。

- 2 宿泊出張の場合でも、出張地への出発が午後になる場合や、出張地からの帰着が午前になる場合は、その出発日又は帰着日に対し支給する日当は半額とする。

#### 第7条（食卓料）

食卓料は、宿泊出張の場合に、旅行中の夕食機会1回につき別表のとおり支給する。

- 2 夕食機会とは、旅行の途中に午後7時を過ぎた後に迎える夕食をいうものとする。

#### 第8条（研修等参加費）

評議員等が講習会、研修会などに参加するために出張する場合、その参加費の中に、第3条の費用の各項目に相当するものが含まれている場合には、その部分の費用は支給しない。

#### 第9条（招待のための出張）

出張に当たり、他の団体又は機関から第3条の費用の各項目に相当するものの支給を受ける場合は、その部分の費用は支給しない。

#### 第10条（出張結果）

出張者は出張終了後、法人理事長に対し復命書により出張報告を行わなければならない。

- 2 理由なくして出張報告を行わないときは、費用を支給しないことがある。

#### 第11条（費用の支給）

費用は、原則として出張後に支給するものとする。

- 2 費用は、帰任後2日以内に所定の様式に交通費等の必要事項を記入し、領収書を添付して請求するものとする。
- 3 出張前に旅費を支給する必要があると法人理事長が認めた場合は、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 出張しようとする者は、あらかじめ交通費、宿泊料を事前予約するなどして確定させた上で、これを請求するものとする。
- (2) 前号の請求を相当と認めた場合に、必要な日当、食卓料を請求させるものとする。
- 4 出張中の費用以外の支出については、特に法人理事長の承認を得た場合に限り支給する。ただし、この場合は可能な限り領収書などの証拠書類を提出しなければならない。

## 別表 費用支給額表

### 【日帰り出張】

支給区分	交通費
評議員等	
その他の職員	実費

### 【宿泊出張】

支給区分	交通費	宿泊料 (1夜)	日 当	食卓料 (1夜)
評議員等		13, 100円	2, 600円	2, 600円
その他の職員	実費	10, 900円	2, 200円	2, 200円

### (注1)

宿泊料（1夜）・食卓料（1夜）については、「上記の金額を限度とし、限度内の場合は限度内の実費とする」ものとする。

## 附 則

第1条 この基準は令和元年6月12日から施行する。